

特別障害者手当認定基準

参考：【改正後全文】障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について、改訂 特別障害者手当等支給事務の手引より抜粋

次の①から⑤のいずれかに該当するもの

- ① 別表1の障害が重複しているもの
- ② 別表1の障害があり、かつ他の障害部位に別表2の障害が重複しているもの
- ③ 別表1の第3号から第5号までのいずれかの障害があり、日常生活動作評価表の合計点数が10点以上のもの
- ④ 別表3のうち1又は2に該当する障害があり絶対安静が必要なもの
- ⑤ 別表3のうち3に該当する障害があり、日常生活能力判定表の合計点数が14点となるもの

別表1

視覚障害

1 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

聴覚障害

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

肢体不自由

- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

精神の障害

7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 2

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢のすべての指を欠くもの若しくは1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 3

1 内部障害
(1) 心臓の機能障害（永続する障害）
(2) 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害（永続する障害）
(3) 腎臓の機能障害（永続する腎機能不全、尿生成異常）
(4) 肝臓疾患（おおむね3か月以上の療養を必要とする程度の病状）
(5) 血液疾患（おおむね3か月以上の療養を必要とする程度の病状）
2 その他の疾患
(1) 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの
3 精神の障害 （日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上の病状）

日常生活動作評価表

1	タオルを絞る（水をきれ程度）
2	とじひもを結ぶ
3	かぶりシャツを着て脱ぐ
4	ワイシャツのボタンをとめる
5	座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）
6	立ち上る
7	片足で立つ
8	階段の昇降
※上記の項目各項目評価点	
	ひとりでできる場合…0点
	ひとりでできてもうまくできない場合…1点
	ひとりでは全くできない場合…2点
※関節可動域や関節運動筋力が全く正常であれば評価点を2分の1としてカウントします	

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができ る	不十分ながら守ること ができる	守ることができ ない